

インターネット支店定期預金規定

本規定は、お客さまが、佐賀共栄銀行インターネット支店（以下「当店」といいます。）で開設する定期預金口座により取引を行う場合の取扱いを定めたものです。当店との取引を行う場合は、下記の条項に加え、「インターネット支店取引規定」「インターネット支店普通預金取引規定」により取扱います。これらの規定に定めのない事項については、「定期預金規定集」「きょうぎんインターネット・モバイルバンキングご利用規定」等、当行が別途定める各取引規定が適用されます。

1. 預金取引の方法

- (1) インターネット支店定期預金（以下「この預金」といいます。）は、インターネットを通じたパーソナルコンピューター等の端末機により取引を行います。
- (2) この預金の預入は、「きょうぎん個人インターネット・モバイルバンキング契約（以下「個人 IB」といいます。）」に登録された当店定期預金口座に、個人 IB の指定口座からの振替による預入の場合のみ取扱います。
- (3) この預金は、当店を含む当行本支店の窓口や、当行の現金自動預払機で預入・払戻等を行うことはできません。
- (4) この預金の通帳・証書は発行しません。

2. 預入金額・預入日・預入種類・適用金利

- (1) この預金の預入金額は、1 口 10,000 円以上（1 円単位）10,000,000 円未満です。
- (2) この預金の預入日は、当行所定の日とします。
- (3) この預金の預金種類は、自動継続スーパー定期（単利型）または自動継続スーパー定期（複利型）とします。
- (4) この預金の適用金利は、定期預入日における当行が定める金利とします。

3. 自動継続

- (1) この預金は満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. 預金の解約（払出）

- (1) この預金の解約は、お客さまが個人 IB 取引で定期預金払出操作を行うことにより、当行所定の日に定期預金を解約し、解約元利金を当店普通預金に入金することで行います。
- (2) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてお取扱いする場合も、上記（1）と同様の解約処理となります。
- (3) 上記のほか、この預金の解約については、インターネット支店取引規定 21.の定めに従って取扱います。

5. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書にお届印により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。なお、当店にお届印の登録がない場合はお届印は不要とし、法令で定められた本人確認資料を郵送するものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

6. 規定の変更等

この規定を改定する場合は、相当期間前に改定内容を店頭表示および当金融機関のホームページに掲載することにより、表示および掲載された適用開始日から改定後の規定を適用するものとします。

以 上

(2025 年 8 月 22 日現在)